

2009年6月17日

Ernst & Young Vietnam



Vietnam – an insight

2009年6月1日～6月17日

ベトナム・インサイトは、アーンスト・アンド・ヤングが作成し、配布するものです。ベトナム市場に関する時事ニュースに加え、財務、税務、ビジネス及び規制関連課題の最新情報をお届けするダイジェスト版となっています。なお、記事に修正は加えておりません（注：日本語版に関しましては加筆・修正もありますので予めご了承下さい。）

尚、このダイジェスト版に記載する内容についてお問合せなどございましたら、下記連絡先までお問合せください。

連絡先:

ヒエン・ミン・ルウ
ビジネス開拓およびマーケティング
Hien.Minh.Luu@vn.ey.com

ソン・チューン・グエン
ビジネスナレッジセンター
Son.Truong.Nguyen@vn.ey.com

日系企業担当:
浅利昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

錦城和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ニュースブリーフ	2
経済	2
銀行	5
金融市場	5
不動産	7
インフラ／工業団地／輸出加工区	9
テレコム通信	10
エネルギー	11
お問い合わせ先	14

ニュースブリーフ

経済



ハイテク法は投資の障害となる見通し

ホーチミン市で木曜日に開催されたセミナーによると、ハイテク法が規定している厳格な要件は投資誘致の足かせとなる可能性があります。同法は7月上旬から施行されますが、当初3年間に売上高の1%を研究開発費に配分し、4年目からそれを1%超に引き上げるといった要件の順守を企業に強制しています。

同法によると、ハイテク製品は当初3年間の売上高の60%を占める必要があり、4年目からは70%以上となります。これに加え、社員の5%は大卒でなければなりません。

ホーチミン市科学技術局とともに今回のセミナーを主催した、ハイテク企業を多数抱えるサイゴンハイテク団地当局(SHTP)は、新法の要件、特に研究開発費の要件を満たすのは難しいとの見解を示しました。

Intel Products Vietnam のラム・ヴー・タオ現場顧問は、研究開発を進めるにあたって外国企業は知的財産の規則や技能労働者の確保といった様々な要因を考慮に入れる必要があると述べました。

これに加え、一部の企業は研究開発の代わりに技術発明のフランチャイズ契約に基づいてハイテク製品を製造するか、大学や研究所の生産技術を活用している、と同氏は付け足しました。

一方、SHTP のレー・ティ・タイン・ミー副委員長は、ハイテク製品のほぼ全てが輸出向けであるため、企業は国内市場向けの新製品製造のためにベトナムで研究開発投資を行う必要はない、と述べました。

同法はこうした要件を満たすハイテク企業に土地や税制の優遇措置などインセンティブを付与しています。投資家は4年間にわたり法人所得税を免除され、更に9年間の50%減免を享受できます。

政府は今後、情報技術、バイオテクノロジー、新素材技術、自動化技術といった分野におけるハイテク技術への開発投資に注力する見通しです。

同法はまた、先進的な科学・技術力を有するグローバル企業を筆頭に、この分野での国際協力の拡大を認めています。

同法では更に、より一層の工業化と近代化、それに国際経済統合に向けて、ベトナムの科学技術のポテンシャルを伸ばすことを想定しています。

同法によると、国の社会経済発展と国防・国家保障の推進にとって特に関係の深いハイテクプログラム・プロジェクトや技術の輸入にも国家予算が振り向けられます。

また、ハイテク分野の人材育成における国際協力も促進され、内外のハイテク大学、専門学校生、職業訓練学校の学生に対する研修を優先事項として挙げています。

科学技術国際統合長期計画の実施、ベトナム国内の研究能力の強化を目的とした先進技術の探究・適用に向けた活動促進、および企業・組織の研修も新法の一部を構成します。

ベトナムはこれまで、Intel、日本電産、キャノン、Samsung、Foxconn、Sonion、Jabil Circuit、Global Equipment Services (GES)、Compal、Bosch、富士通、東芝、ルネサステクノロジ、AMCC、パナソニックといった多国籍企業を誘致してきました。

こうした企業は、半導体、情報技術、テレコム通信、オートメーション、精密機械、新素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、ヘルスケア、医薬品、環境保護といったセクターの製造工場を立ち上げています。

ベトナム政府、今年度の経済刺激策として 11 億 7,600 万ドルの減税を実施へ

税務局を引用して工業貿易省が公式ウェブサイト上に掲載した情報によると、ベトナム政府は景気刺激に向けて最大 20 兆ドン(11 億 7,600 万ドル)の多岐にわたる減税措置を導入する見通しです。

国内企業は最大 9 兆 9,000 億ドンの法人税減税のほか、国内市場で販売する商品を対象に推定 1 兆ドンと輸入品を対象に 1 兆ドンの付加価値税減税を享受できると税務局は試算しています。

また、政府は今年、最大 2 兆ドンの個人所得税徴収を延期します。

税務局によると、2008 年第 4 四半期分と 2009 年通年の法人所得税は 30%の減税となる見通しです。

国営メディアが報じたところによると、政府が実施する景気刺激策は 145 兆ドンまたは対 GDP 比で 9%に相当します。

同メディアは更に、ベトナム政府は GDP 成長目標を従来の 6.5%から 5%に引き下げ、今年のインフレを 6~7%に、また、財政赤字を対 GDP 比 8%に抑制するとしています。

一方、S&P は同社レポートの中で、インフレ懸念はベトナム政府による景気下振れへの政策対応を制約していると述べています。

Standard & Poor's Ratings Services によると、最近乱高下しているベトナムの高インフレは足元の景気下振れに対する政策対応を制約しています。

「ベトナムの政策決定者の前に過去のインフレの亡霊が出没」と題する本日公表されたレポートの中でこのように述べています。

「ベトナムの家計や企業が高インフレを予想していることが、財政・金融緩和政策を通じて経済成長を下支えしようという政府の現在の努力を制約している」と S&P のクレジットアナリスト Tan Kim Eng 氏は述べています。

「政府がインフレ抑制に向けた措置を講じる意思があるのかどうかは不透明である」。

S&P によると、ベトナムの大規模な財政刺激策は今後 1~2 年に高インフレに帰結するのではないかと懸念を招いています。

仮にベトナムにその意思があっても、他国の経験から判断してインフレ期待を低下させるには時間がかかるとしています。

「足元の景気後退期の中で、政策の効果が現れるまでにインフレ期待が大幅に低下する可能性は低い。そのため、当面は金融政策の柔軟性の欠如が引き続き弱材料となる。」と分析しています。

「これは発展途上の商業銀行システムとともに、政府の信用力に対する最大のリスクとなる」と Tan 氏は述べています。

同レポートでは、ベトナムの高インフレ期待の帰結と、政府による金融緩和策と財政刺激策の影響について検証しています。

ベトナムでは倒産も一筋縄には行かない

破産法が 1993 年に初めて施行されてからベトナムの裁判所が取り扱った破産申請件数は数百件にすぎません。そのうち破産を「許可」されたのは 100 件未満です。

足元の景気後退は多数の中小企業を疲弊させています。その多くは経営難に陥っていますが、5 年間もかかる煩雑な手続きから破産を宣言することすらできません。

債権者から要求されても債務を返済できない企業や協同組合は破産したとみなされる、と現在の破産法では定めています。



破産宣言後でも債務を継続的に返済しなければならない事業主の責任を定めた現行規則はあまりにも厳格であると専門家は指摘します（個人自営業者や合名会社の構成員は全資産売却後の未返済債務を返済します）。こうした規則があるため、利益を上げても債務返済の継続を余儀なくされるのであれば営業を続けても仕方がないとするビジネスマンが多いのが現状です。

Luat Viet Company のトラン・ミン・トー氏は、破産法のこうした規定があるため、破産企業数を抑制するのは一段と難しくなっていると指摘します。公表される破産企業数が現実を真に反映していないのもそのためであるとしています。

ホーチミン市が 2008 年に公表した破産企業数は 14 社ですが、これは極めて低い数字です。

実際、大半のケースでは、管轄当局は企業の現状を把握していません。計画投資省が発表した企業の登記申請は 34 万 9,000 件ですが、実際に税金を納めている企業は 20 万社だけです。

専門家によると、体力のない企業や困難に直面している企業は 2 つのシナリオを辿ります。1 つ目のシナリオでは、疲弊した企業は合法的に破産するために助けを必要とします。しかし、これらの企業は国家からの援助があっても存続・発展不能です。そのため、「創造的破壊」ともいえる企業の破産告知制度があれば企業倒産の仕組みはより健全になり、国家経済の発展につながります。

もう一方のシナリオでは、企業は内部の問題とは別の要因から経営難に陥ります。ホーチミン市企業協会のフィン・ヴァン・ミン協会長によると、それは現在の状況を表しています。世界的な景気後退は多くの企業を追い詰めています。このシナリオの場合、政府の需要喚起策は困難から逃れる一助となり、その結果、生産活動が再開されます。

ミン氏は更に、10 億ドルにのぼる需要喚起策は生産コスト削減や競争力向上の面で企業に多大な恩恵をもたらした、と説明します。しかし、政府は支援を選択的に提供する必要があり、全ての企業を支援対象としたら補助金制度が復活するとも指摘しています。

日本から輸入する 9,000 品目の関税が引き下げ

財務省は 6 月 12 日付けで、日本から輸入する多様な輸入品の関税を削減することを決定しました。

ベトナムは輸入関税一覧に記載された 9,390 品目のうち 8,771 品目について輸入関税を引き下げるか廃止します。

こうした品目のうち、繊維、縫製品、鉄鋼、紙、ゴム、プラスチック、食品加工、鉱物の分野に属する 2,300 品目前後には更に低い優遇輸入関税が適用されます。

銀行



ファンドマネジャーがレポ取引の解禁を要請

ベトナム投資運用クラブは、投資運用会社による証券現先取引の解禁を株式市場の規制当局に要請しました。

レポ契約(現先)とは、売却した証券を一定期間後に利息付きで買い戻す契約のことを指します。

今回の提案は、国家証券委員会を頂点とする市場の規制当局が投資運用会社の業務に関する規則草案を作成する中で行われました。

同クラブによると、多くの投資運用会社がレポ取引に関心を示し、投資ポートフォリオの流動性増大、ほかの投資機会に振り向けられる資金の調達増、キャッシュフロー管理の向上といった利点を挙げています。

しかし、法律ではこうした業務の活用を認めていません。

投資運用会社に投資資金を委託している投資家の多くは、投資可能額の増加とポートフォリオの増額につながる株式のレポ取引に興味を持っている、と同クラブは説明しています。投資家はこうした業務の活用を投資運用会社に求めています、今のところそれを可能にする規則は存在しません。

投資運用会社の業務に関する新たな規則は目下作成中であるものの、レポ期間、レポ証券、レポ管理、およびリスク管理プロセスと関連した一定の基本条件を投資運用会社が順守することを前提に、国家証券委員会はレポ取引の実施を解禁すべきである、と同クラブは提案しています。

同クラブは今年2月にホーチミン市でデビューし、投資運用会社間の関係構築の促進と、国内証券取引所内での投資運用会社のイメージと地位の向上をその目標に掲げています。

金融市場

ベトナム金融投資家協会: 政府は税金免除で国債売却を増やせる

ベトナム金融投資家協会は、低金利を背景に急減している国債売却を復調させるために国債投資家の法人所得税を免除するよう政府に要請しました。

ハノイ証券取引センターの発表した電子メール声明によると、投資家が高めの利回りを予想していたことから、財務省による6月4日の国債入札では1兆ドン(5,620万ドル)相当の国債が売れ残りしました。

政府は3年物国債で8.8%、5年物国債で8.9%のクーポンを提示しましたが、投資家は3年物で9.2%、5年物で9.5%の利率を要求していました。

ハノイ証券取引センターのウェブサイト上に掲載された数字によると、政府はクーポンの引き上げを財務省に認めましたが、過去3ヶ月にわたりドン建て国債の売却実績がありません。

ベトナム金融投資家協会(VAFI)は政府と財務省に送付したメモの中で、「国債入札の多くが失敗に終わっているのは提示された利回りが市場の利回りを下回っているからである」と指摘しています。

ブルームバーグが集計した 10 行前後による日々の仲値公示によると、5 年物国債利回りは先週、8 ベーシスポイント上昇して 9.23%となりました。

VAFI は、国債売却益に適用されている 25%の法人所得税を免除することで政府は投資家を惹きつけるべきであると表明しました。

また、政府は法人所得税を免除する代わりに 5~10 年物国債のクーポンを年率 8%前後に引き下げれば良いとしています。

投資会社 Asiavantage Global Ltd.のチン・ヴィエット・クオン取締役は、国債は現在、投資先として最も選好されないため、ほかの投資先が多額の利益をもたらす一方で国債売却が不振であるのは理に適っていると説明します。

ハノイに本拠を置く Habubank Securities (Hanoi Building Commercial Joint-Stock Bank の証券子会社)のグエン・ラム・ズン最高経営責任者は、最近の株式上昇が国債需要を減退させていると指摘します。

「国債入札の一連の失敗を受けて投資家は政府による利率引上げを予想し、その結果、債券売買が非常に低迷していたため、株式の上昇は債券投資から資金を吸い上げている」とズン氏は述べました。

「国債クーポンは僅かに引き上げられたが、依然として投資家の期待に応えていない。そのため、国債利回りは更に上昇すると思われる。こうした要因を除けば、インフレ再来の見通しも債券投資家にとって懸念材料である。」としています。

今後の国債入札

財務省は今週、1 兆ドンの入札を実施する予定です。ハノイ証券取引センターが金曜、電子メール声明の中で明らかにしました。

ハノイ証券取引センターによると、財務省は 6 月 18 日に同センターで 5,000 億ドンの 3 年物国債と 5,000 億ドンの 5 年物国債を入札にかけます。

また、同じくハノイ証券取引センターによると、国家プロジェクト向けの資金調達を担う国営ベトナム開発銀行が 2 兆ドン(1 億 1,200 万ドル)の債券入札を計画しています。

ハノイ証券取引センターがウェブサイト上に掲載した声明によれば、ハノイを本拠とする同行は 6 月 23 日に 1 兆ドン相当の 2 年物債および 10 年物債を入札にかけます。また、6 月 30 日にも 1 兆ドン相当の 2 年物債および 10 年物債の入札を実施します。



ベトナムも一流の保険を提供する時期に

ベトナムも一流の保険を提供するのに機が熟していると、ある保険会社の上級幹部は話しています。その理由として、所得の飛躍的な伸び、平均年齢の低さ、医療の重要性に対する国民意識の向上を挙げています。

「8,600万人を超える若い人口を抱えるベトナムの国民1人当たり所得は域内他国や世界各国の大半よりも急速に増加しており、特に中程度から高所得層の医療サービスに対する意識が向上している」と保険会社 PJICO のダオ・ナム・ハイ取締役は述べました。

今が最適の時期

「今こそ一流の保険商品を市場に投入する最適の時期である」としています。

ベトナム保険協会が発表した数字によると、非生命保険市場で保険料収入が3番目に高いのが健康保険です。ただ、平均支出額は同区分の中で最低水準にとどまっています。

昨年度の健康保険料収入は1兆6,000億ドン(8,970万ドル)または1人当たり1ドルを突破しました。

アナリストによれば、健康保険市場がその将来性にもかかわらず伸び悩んでいることにはいくつかの理由があります。

それは医療施設と保険会社の協力欠如や一流商品の不足などです。

PJICO の別の幹部は、保険会社は商品の多様化を試みたものの、今のところ医療システムとの効率的な連携を実現しておらず、多くの場合、補償範囲の狭さから購入対象層に訴求していない、と話しています。この幹部はその一例として学生向け保険や公共保険を挙げています。

最近実施された実態調査結果によると、電話健康相談、救急輸送、主治医サービス、優良医療施設での保険利用といった質の高い医療商品があれば保険に加入する意向があると調査対象者は回答しています。

ハノイ Lac Trung 地区に住むグエン・ティ・ビック・リエンさんは、「私が心配しているのは保険の便益に加え、保険会社が提供するサービスの質や医療保険商品の付加価値である」と話しています。

「保険会社が一流の医療施設と組んで顧客にサービスを提供すれば、それなりの保険料を払っても良い」とリエンさんは付け加えています。

不動産

オフィス賃貸料が継続的に下落

オフィス賃貸市場の賃貸料は毎月30~50%下落して1平方メートル当たり20~60ドルとなり、立地やビルによってはここ数ヶ月間で更に20%下落しています。

CBRE Co.の関係者によると、ホーチミン市の賃貸用オフィス空室率は現在15%であり、この数字は年末までに2倍に上昇する見通しです。

同社が実施した最新の实態調査によれば、Aクラスオフィス物件の賃貸料は過去6ヶ月間に30~50%下がり、2006年の水準に戻っています。2009年第1四半期における賃貸料の最高提示価格は70ドルでしたが、現在は1平方メートル当たり月額60ドルと低迷しています。ほかのインセンティブ手数料も含めた価格である場合、実際の数字は提示価格を大幅に下回ります。オフィス賃貸料の実勢相場は1平方メートル当たり月額20~60ドルです。ちなみに、以前は最高で月額100ドルに達していました。

物件の供給増と需要減から、オフィスビルの投資家ではなく賃借側が賃貸料相場の主導権を握っています。CBREの統計によると、未使用および新築オフィスの総面積は約11万3,970平方メートルです。

ホーチミン市内の一部の新築オフィスビルでは、顧客誘致を目的に投資家が新たな仕組みを導入しています。それは一定期間の賃貸料免除、企業看板の無料掲示といったその他支援手段、駐車場、内装費用の負担などです。

レポート:各方面がゴルフ場案件の中止を呼びかけ

地元紙によると、各方面の大臣が、ベトナムでのゴルフ場開発は農地の安全性を脅かすため、こうしたプロジェクトのおよそ3分の1を中止すべきであると主張しています。

Thanh Nien 紙は国会で演説したヴォー・ホン・フック計画投資大臣の言葉を引用しながら、目下開発中または承認済みのゴルフ場 166 カ所のうち 50 カ所を中止すべきであると報じています。

それによると、大臣は共産党に独占された国会に対し、省当局へのプロジェクト中止勧告を要請しました。

「ゴルフ場の建設に稲作用地を使用する理由はない」とフック大臣は主張した模様です。

フック大臣は更に、ゴルフ場のために整地された土地の大部分を農地が占め、同省はこうしたプロジェクトの規制強化を提案していると述べました。

一方、ファム・コイ・グエン天然資源環境大臣は、「国家の食料保障を確保するために水田を維持する必要がある」と述べたようです。

ちなみに、ベトナムは世界有数のコメ輸出国です。

不動産市場の発展に前向きな兆し

ベトナムの不動産市場は活況を呈しており、アジア諸国の中で世界的な経済危機から脱する最初の国となる見通しです。

事業拡大計画を策定した Savills Vietnam の Brett Ashon マネージング・ディレクターは、同社の計画は Savills の長期戦略と市場に対する決意を反映していると表明しました。Savills は景気後退の深みにあっても投資機会を見出し、既に今後の景気回復と成長に向けて攻めの策を練ったと説明しています。

対越進出している有数の不動産サービス企業である Savills Vietnam は内外の厳しい経済情勢にもかかわらず、職員数を400名増員しています。同社はセールス・リテール事務所、市場調査、投資顧問、鑑定といった活動を強化する予定です。

Savills Vietnam はベトナム国内で、マンション賃貸の重点プロジェクトに独占代理店として参加しています。これには Keangnam Hanoi Landmark Tower、Hyatt Regency Da Nang、Indochina Plaza Hanoi、Mipex Tower、Ocean Villas Da Nang も含まれます。



インフラ／工業団地／輸出加工区

中国がベトナムの鉄道建設プロジェクト 2 件に関心

ベトナム鉄道局と、China National Machinery Import & Export Corp (CMC) および China Railway Construction Corp Limited (CRCC) の関連会社は昨日、ハノイの Nam Thang と Long to Lang Hoa Lac を結ぶ都市鉄道第 1 号線の測量・調査に関する覚書を締結しました。

ベトナム鉄道局のヴー・スアン・ホン局長によると、この鉄道は西湖南部を起点にして Big C と全国会議センターを通過し、Hoa Lac ハイテク団地が終点となります。

今回の覚書に基づき、CMC と CRCC の関連会社は署名日の 12 ヶ月後にフィージビリティスタディをベトナム鉄道局に引き渡す予定です。同時に、中国の対越 ODA 供与も実施される見込みです。



ホーチミン市、フランスに地下鉄プロジェクトの支援を要請

ホーチミン市は木曜、フランスに地下鉄第 3 号線建設の支援を要請しました。

ホーチミン市人民委員会のレー・ホアン・クアン委員長は MEDEF International (Movement of the French Enterprises) 訪問団との会合の場で要請を行いました。

ホーチミン市は既に第 1 号線と第 2 号線向けの政府開発援助金を確保し、第 4 号線についてはスペイン政府が検討中である、とクアン委員長は述べました。

今回の仏視察団を率いているのは、MEDEF International 仏越企業評議会の Frederic Sanchez 議長です。

ホーチミン市は 2020 年までに全長 107 キロに及ぶ地下鉄 6 ルートの建設を計画しています。Ben Thanh (1 区) と Suoi Tien (9 区) をつなぐ第 1 号線沿いの駅建設作業は今年はじめに着工しています。

テレコム通信

ZTE がベトナムの WCDMA 市場に進出

ZTE Corporation (SEHK:0763、SZSE:000063) がベトナム最大のテレコム通信企業である Viettel と WCDMA 契約を締結しました。

Viettel はこの契約を交わす前、CSL の香港商業ネットワーク (ZTE との共同構築) に HSPA+性能テストを実施しています。一方、シングルセル性能を有する 64 ユーザの評価を ZTE の上海研究所で遂行しています。

ZTE は香港最大の携帯電話事業主である CSL の世界初となる SDR (インテリジェント携帯端末) ベースの全 IP 商業ネットワークを成功裏に構築したため、Viettel はようやく同社を評価しました。

ベトナムは世界屈指の成長性を秘めたテレコム通信市場です。電話加入件数は全体の 85.5% を占める携帯電話も含めて 8,225 万件です。テレコム通信産業の売上高は 2008 年に 38% の急激な伸びを記録し、Viettel の市場シェアは 40% です。

ZTE は China Unicom (Hong Kong) Ltd. (NYSE:CHU、SEHK:0762、SHSE:600050) からライセンス供与を受け、天津市と広東省、福建省、および山東省に WCDMA ネットワークを展開します。また、ルーマニア、トルコ、エストニア、ベラルーシといった欧州市場にも進出を果たしています。

Samsung、ベトナム製携帯端末を海外に初出荷

Vietnam Samsung Electronics Company は 2 万台のベトナム製携帯端末をタイ、シンガポール、およびアラブ首長国連邦に初出荷しました。

Samsung Vietnam の Yoo Young Bok 社長によると、今回出荷したのはベトナムで新規製造されたベトナム人好みの低価格機種と高級機種です。

北部バックニン省の Yen Phong I 工業団地に進出している Samsung Vietnam は、内外の市場に対応するために生産能力を増強しています。この工場は Samsung Group が擁する最大規模の携帯端末製造工場 7 カ所のうちの 1 つです。



この工場の生産能力は年間 6,000 万台、総投資額は 6 億 7,000 万ドルです。また、ベトナム有数の携帯端末製造工場であり、地元で 600 人以上の雇用を創出しています。

エネルギー

日本勢とフランス勢が巨大原子力発電プロジェクトの争奪戦を展開

ベトナム初となる巨額原子力発電所プロジェクト(1兆~1.5兆円規模)の建造計画を巡って、日本とフランスの企業が争奪戦を繰り広げています。

日本政府はこの巨額案件への日系企業の参加を模索していますが、技術的なノウハウや事業開拓力に長けたフランス側を相手にライバル心をむき出しにしています。

ベトナム政府が提示した最も有力な計画では、南部ニントゥアン省の2カ所における中規模原子炉4基の建造を呼びかけています。その発電能力は合計400万キロワットとなる見通しです。

当初の日程では、2013年のプロジェクト着手、2014年の着工、2020年の商業ベースでの稼働開始を視野に入れた企業選定を想定しています。

ベトナムは原子力発電の比率を2050年までに約20%に高めるという目標を掲げています。現在、ベトナムの発電能力は1,350万キロワット強にすぎないため、停電が頻繁に起きています。

三菱商事ハノイ事務所の関係者によると、エアコンや冷蔵庫といった家電製品を使用する国民が増えた場合、ベトナムは発電能力を少なくとも3,000万キロワットまで引き上げる必要があります。この原子力発電プロジェクトはまだ計画段階にありますが、その規模の大きさから各社は契約受注に向けてしのぎを削っています。東芝、日立製作所、三菱重工から構成されるグループが受注に乗り出しました。これらの企業は、ベトナム政府と原子力協力協定の交渉を開始した日本政府の後ろ盾があります。

激化する競争

しかし、この企業連合はArevaの追い上げに直面しています。今年4月下旬、日本の企業連合にショッキングなニュースが舞い込みました。それは、Arevaが原子炉の建造から原子力燃料サイクルの管理までを網羅した包括案の提示を計画しているというものでした。

日本の企業連合の最大の弱点は燃料サイクル作業に関する相対的なノウハウ不足です。日本はウランの供給を輸入に依存し、原子力燃料のリサイクルプログラムを国内で開始したばかりです。これとは対照的に、Arevaは原子力燃料の処理、リサイクル、廃棄物処理で実績を積んでいます。

「原子力プロジェクトのフィージビリティスタディは始まっていないため、ベトナムが採用する業者選定基準がどのようなものになるのかは不明である」と日立製作所の従業員は話します。「しかし、燃料サイクル作業が基準に盛り込まれた場合、それを提供できなければならない」。

日系企業にとって不利に働く可能性があるもう1つの要因は、当初の見込みとは異なり、プレフィージビリティスタディが5月に国会から承認されないという見通しである。

フィージビリティスタディの着手の遅れは業者選定期限の遅延につながります。その結果、パリに本拠を置くAtmea(Arevaと三菱重工の合弁企業)が競争に参入する確率も高まります。それは日本の企業連合内での連帯感を弱める可能性があります。



Chevron、ガス燃料発電センターに 20 億ドルを投資へ

Chevron Vietnam ハノイ事務所の Jim Ollen 所長によると、米国の石油大手 Chevron Corp.は国営石油独占企業の PetroVietnam Group および国営 Electricity of Vietnam Group (EVN)との間で、南部カントー市にある O Mon ガス燃料発電センター(総工費 40 億ドル以上)への 20 億ドルの資本拠出について交渉しています。

同センターは O Mon 1、O Mon 2、O Mon 3、および O Mon 4 の発電所 4 基から構成され、合計発電能力は 2,800 メガワットです。このガス燃料発電センターは、Chevron が新たに発見した沖合ブロック B のガスを使用する予定です。

同センターが稼働を開始した暁には、ベトナムの年間発電量は 20%増加することになります。

Ollen 氏によると、Chevron と PetroVietnam は同センターの共通ガス価格を決定するために交渉を続けており、1 ヶ月以内に結論に達する見込みです。

アジア開発銀行は MMBTU(百万イギリス熱単位)当たり 5.8ドルから 8.2ドルの価格レンジになると分析しています。

また、アジア開発銀行は O Mon 3 および O Mon 4 発電所向けに 15 億ドルの融資を実行する計画です。

これに加え、同行は沖合ガス集中処理プラットフォームを PM3-Ca Mau ガスパイプラインや同発電センターとつなぐ全長 380 キロのガスパイプライン向けに、10 億ドルの追加融資を検討中です。

パイプラインの投資企業である PetroVietnam は設計作業を急ピッチで進めています。

サウジアラビアの Naimi がベトナムとの共同エネルギー案件の可能性を模索

サウジアラビアの国営ニュース局 SPA によると、サウジアラビアの Ali Naimi 石油相は火曜、ハノイでベトナムのヴー・ファイ・ホアン工業貿易大臣と会見し、世界石油市場と両国間の共同エネルギー案件の可能性について協議しました。

石油市場に関する協議は、アジア市場の動向と、「エネルギー産業での双方の協力と共同石油プロジェクトの可能性」を視野に入れた両国間の協力関係に話が集中したと SPA は報じています。

SPA はそれ以上の詳細を明らかにしていません。しかし、Naimi に同行した代表団の構成から判断して、同社はベトナムで川下分野の事業機会を模索している可能性があります。

SPA によると、Saudi Aramco の石油精製・マーケティング・国際関係担当副社長である Khalid Al-Buainain 氏も会合に出席していました。

世界最大の石油輸出国であるサウジアラビアは原油の半分以上をアジアに輸出しています。

ベトナムは探査活動の一段の推進を通じて石油・ガス生産を拡大し、ここ数年、石油・ガス生産量を増加させることに成功しています。ベトナムは今年はじめ、石油製品の輸入依存を減らすため、同国初の新規整備石油精製所である日量 13 万バレルの Dung Quat 石油精製所を稼働開始しています。

これとは別に、OPEC 加盟石油輸出国である湾岸諸国のクウェートも、国営 PetroVietnam とのコンソーシアムの一員として日量 20 万バレルの Nghi Son 総合石油精製所・石油化学工場の建造に参加しています。

EVN、海外から電力を購入

Electricity of Vietnam (EVN) は、年内の国内電力消費増に対応するために海外からの電力購入を増やしていることを明らかにしました。

先週、同社がマスコミに発表した声明によると、EVN は今年 1～5 月に国内の独立系発電プロジェクトや海外から約 110 億キロワット時の電力を購入しました。これは前年同期比 11.6%増に相当します。

ベトナムは今年 1～5 月に前年同期比で 6.67%増となる 280 億キロワット時の電力を消費しました。工業、建設、および家計部門の電力消費は過去と比べて大幅に増加しています。

全国が猛暑に見舞われる中で、EVN は石油発電所も含めたあらゆる資源のフル稼働を余儀なくされ、1 日当たり 1 億 1,600 万キロワット時の電力を供給しています。

なお、EVN は今年末までに、O Mon 1 火力発電所、Quang Ninh 1 火力発電所、Hai Phong 1 火力発電所、Pleikrong 水力発電所、Ba Ha 河水力発電所、および Buon Kuop 水力発電所を稼働開始する計画です。



Contact details

Ernst & Youngの提供業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

Country Managing Partner
クーン・デイン・トラン
Cuong.Dinh.Tran@vn.ey.com

Assurance Advisory

- ▶ トム・チョン
Tom.Chong@vn.ey.com
- ▶ ジュン・トレス
Jun.Torres@vn.ey.com
- ▶ トニー・ズオン
Tony.Duong@vn.ey.com

Transaction Advisory:

- ▶ トム・ヘロン
Tom.Herron@vn.ey.com
- ▶ ハー・ヴィエット・ホー
Ha.Viet.Ho@vn.ey.com

Tax Advisory:

- ▶ ナム・グエン
Nam.Nguyen@vn.ey.com
- ▶ フーン・ヴー
Huong.Vu@vn.ey.com
- ▶ カルロ・ナバロ
Carlo.Navarro@vn.ey.com

日系企業担当:

- ▶ 浅利昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com
- ▶ 中島敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com
- ▶ 錦城和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名のスタッフは、価値観を共有しながら一丸となって品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がその潜在力を大いに発揮できるよう、独自の取り組み続けて参ります。

当事務所の詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しており、個々の組織は分離独立した法人組織となっております。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書に含まれる情報は要約形式であり、それゆえに一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありませんので予めご了承下さい。アーンスト・アンド・ヤング GM リミテッド、アーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した作為また不作為により生じた損失について一切責任を負い兼ねます。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーにご相談ください。

注記

当ニュースレターに記載する情報の出典と日付につきましては、脚注をご参照ください。当ニュースレター発行日以降の関連動向につきましては出典を記載していないこともありますので予めご了承下さい。